

再授与申請の前に必ず確認してください

再授与の対象となるのは、次の条件を全て満たす方です。

- 香川県内在住である。または、香川県教育委員会から授与された免許状を所有している。
- 免許状の有効期限が令和4年6月30日以前である。
※有効期限が令和4年7月1日以降の免許状は、再授与によることなく、引き続き有効なものとしてお使いいただけます。
- 期限を経過した免許状が「新免許状」である。(旧免許状ではない。)
※ご自身が所有している免許状が、新免許状か旧免許状か不明な場合は、下記担当までお問い合わせください。
- 免許状を取得した時の根拠規定が、教育職員免許法別表第1または別表第2である。
※根拠規定は免許状本体に記載してありますが、原本の紛失等により、ご自身が所有している免許状の根拠規定がわからない場合は、下記担当までお問い合わせください。
※検定による取得(根拠規定が教育職員免許法別表第3～第8)の場合は、まずは下記担当までご連絡ください。状況を確認した上で、再授与の可否及び必要書類をお伝えします。

【担当】

〒760-8582

高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8階

香川県教育委員会事務局 義務教育課

総務・免許グループ 免許担当

TEL 087-832-3744